

山口県報

平成24年
3月30日
(金曜日)

目次

規則
山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課).....



山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十一号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出しを、「(公共的工作物等)」に改め、同条中「第二条第三項」を「第二条第五項」に、「工作物」を「工作物等」に改め、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 道路標識
- 三 道路標示

第五条中「平成十八年法律第九十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(特定公共的工作物等)

第十一条 条例第二十八条第一項の規則で定める公共的工作物等は、法第二十一条第二十八

号に規定する交通安全特定事業(同号イに掲げる事業に限る。)により設置される信号機、道路標識及び道路標示とする。

(設置等基準)

第十二条 条例第二十八条第一項の規定による設置等基準は、別表第四のとおりとする。

別表第一の三の項第四号中「規定する都市公園」の下に「(以下「都市公園」という。)」を加える。

別表第二の一の表一の項口及び三の項イ中「勾配」を「勾配」に改め、同表四の項第一号イ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同号イ(2)中「車いす」を「車椅子」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号口中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表五の項八(1)中「勾配」を「勾配」に改め、同表六の項第一号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項第二号及び第三号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表七の項イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表八の項第一号中「いす席」を「椅子席」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者用客席部分」を「車椅子使用者用客席部分」に改め、同項第二号中「車いす使用者用客席部分」を「車椅子使用者用客席部分」に改め、同項第三号中「車いす使用者用客席部分」を「車椅子使用者用客席部分」に改め、同号イ中「いす席」を「椅子席」に改め、同号ホ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項第四号中「車いす使用者用客席部分」を「車椅子使用者用客席部分」に改め、同表十の項イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項口及び八中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項八(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十三の項第一号中「車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項第二号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項第六号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第二号(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号八(2)中「車いす」を「車椅子」に改め、同号八(3)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号二(2)中「勾配」を「勾配」に改め、同号ホ(1)中「車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号ホ(5)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ホ(8)(二)中「車いす」を「車椅

子」に改め、同号ホ(二)及びへ(一)(二)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同
号ト(二)中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ト(三)及び(四)中「車いす使用者」を「車
椅子使用者」に改め、同号ト(五)(二)及び(三)中「勾配」を「勾配」に改める。

別表第二の二の表一の項中「歩道」を「歩道等(歩道又は
自転車歩行者道を
含む)」に改め、同

項第一号中「表面」を「舗装」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。

イ 歩道の有効幅員は、二百センチメートル以上であること。

ロ 自転車歩行者道の有効幅員は、三百センチメートル以上であること。

別表第二の二の表一の項第三号中「横断勾配」を「横断勾配」に改め、同項第四号中
「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第五号中「接する歩道」を「接続す
る歩道等」に改め、同号イ中「勾配」を「縦断勾配」に改め、同号ロを次のように改め
る。

ロ 歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、その段差は二セン
チメートルが標準であること。

別表第二の二の表一の項第五号八中「車いすが」を「車椅子が円滑に」に改め、同項
第六号中「歩道」を「歩道等」に改め、同表二の項中「横断歩道橋(地下横断歩道を含
む)」を「立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断す
るための立体的な施設をいう)」に改め、同項第一号中「表面」を「路面」に改める。

別表第二の四の表一の項口中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表二の
項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表を別表第
二の六の表とする。

別表第二の三の表一の項第一号口中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、同号八
中「さく」を「柵」に改め、同表二の項八中「車いす」を「車椅子」に改め、同項二中
「縦断勾配」を「縦断勾配」に改め、同項ホ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に
改め、同項ヘ中「勾配」を「勾配」に改め、同表三の項中「車いす使用者用駐車施設」
を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表を別表第二の四の表とし、同表の次に次の
一表を加える。

五 公園(県の設置する都市公園に限る。)に係る構造等基準

項 類	特定公園施設の種	構 造 等 基 準
		多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園

一 園路及び広場

路及び広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構
造とすること。

イ 出入口は次に定める構造であること。

(1) 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水
平な部分が設けられていること。ただし、地形の状況その
他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この
限りでない。

(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障とな
る段が設けられていないこと。

(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設
ける場合には、傾斜路が併設されていること。

ロ 通路は、次に定める構造であること。

(1) 幅は、百八センチメートル以上であること。ただし、
地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に
おいては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障
のないものとし、かつ、五十メートル以内(ことに車椅子が
転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二
センチメートル以上とすることができる)。

(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障とな
る段が設けられていないこと。

(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設
ける場合には、傾斜路が併設されていること。

(4) 横断勾配は、一パーセント以下であること。ただし、地
形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に
おいては、二パーセント以下とすることができる。

ハ 階段は、次に定める構造であること。

(1) 両側に手すりが設けられていること。ただし、地形の状
況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において
は、この限りでない。

(2) 手すりの端部の付近には、階段に通ずる場所を示す点字
が貼り付けられていること。

(3) 回り段が設けられていないこと。ただし、地形の状況そ
の他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、こ
の限りでない。

(4) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造
であること。

(5) 両側に立ち上がり部が設けられていること。ただし、側
面が壁面である場合には、この限りでない。

二 階段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。た
だし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設ける

	<p>二 屋 根 付 広 場</p>	
<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休</p>	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋 根付広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構造 とすること。 イ 出入口は、次に定める構造であること。 (1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に おいては、八十センチメートル以上とすることができる。 (2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障とな る段が設けられていないこと。 (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設 ける場合には、傾斜路が併設されていること。 ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されている こと。</p>	<p>ことが困難である場合には、エレベーター、エスカレーター その他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適 した構造のものをもってこれに代えることができる。 ホ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに 限る。）は、次に定める構造であること。 (1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、 階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上と することができる。 (2) 縦断勾配は、八パーセント以下であること。 (3) 横断勾配が設けられていないこと。 (4) 表面は、滑りにくい仕上げであること。 (5) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、 高さ七十五センチメートル以内ことに踏幅百五十センチ メートル以上の踊場が設けられていること。 (6) 両側に手すりが設けられていること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において は、この限りでない。 ヘ 高齢者、障害者が転落するおそれのある場所には、柵、線 状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせることで床面 に敷設したものの他の高齢者、障害者等の転落を防止する ための設備が設けられていること。 ト 二の項から七の項までに規定する特定公園施設のうちそれ ぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第 二条第二項の主要な公園施設に接続していること。</p>
		<p>三 休 憩 所 及 び 管 理 事 務 所</p> <p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用す る野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合には、次に定める構造 とすること。 イ 出入口は、二の項イに定める構造であること。 ロ 出入口と八に規定する車椅子使用者用観覧スペース及びホ に規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める 構造であること。 (1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に おいては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障 のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とす ることができる。 (2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障とな る段が設けられていないこと。 (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設 ける場合には、傾斜路が併設されていること。 (4) 縦断勾配は、四パーセント以下であり、三パーセント以 上四パーセント以下の部分が三十メートル以上続く場合に</p> <p>二 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用 する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、六の項第二 号から第六号までに定める構造であること。 ハ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されている こと。 ニ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用 する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、六の項第二 号から第六号までに定める構造であること。 ロ カウンターを設ける場合には、そのうち一以上は、車椅子 使用者の円滑な利用に適した構造であること。ただし、常時 勤務する者が容易にカウンターの前に対応できる構造で ある場合には、この限りでない。 ハ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されている こと。 ニ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用 する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、六の項第二 号から第六号までに定める構造であること。</p>

<p>五 駐 車 場</p>	<p>四 野外劇場及び野外 音楽堂</p>
<p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、三百五十七センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近には、車椅子使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されているこ</p>	<p>あつてはその途中に百五十センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。</p> <p>(5) 横断勾配は、一パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>八 収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合には当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）が設けられていること。</p> <p>二 車椅子使用者用観覧スペースは、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ホ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、六の項第二号から第六号までに定める構造であること。</p>

<p>六 便 所</p>	
<p>四 第二号イの便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>ロ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>ホ 第三号イ(1)及び(5)並びに同号ロに定める構造であること。</p>	<p>と。</p> <p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>ロ 男子用小便器を設ける場合には、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ハ 小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>二 当該便所の一以上は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便所が設けられていること。</p> <p>ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>三 前号イの便所を設ける便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所が設けられていることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>(5) 戸を設ける場合には、当該戸の幅は八十センチメートル以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>

一 歩 道 等	項 公共的施設の部分	備 考 この表の規定は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、適用しないことができる。
五 歩 道 等 と 車 道 若 し は 車 道 に 接 続 す る 路 肩 が あ る 場 合 の 当 該 路 肩 (以下「車道等」という。)	構 造 等 基 準 一 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には歩道を設けること。 二 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。 イ 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とすること。 ロ 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の第二項に規定する幅員の値以上とすること。 三 舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 四 勾配は、次に定めるとおりとすること。 イ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。 ロ 横断勾配(車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分(以下「車両乗入れ部」という。))を除く。は、一パーセント以下とすること。ただし、前号ただし書の場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。 五 歩道等と車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)	五 第二号口の便所は、第三号イ(1)から(3)まで及び(5)並びに同号ロ並びに第四号ロから二までに定める構造であること。 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗い場を設ける場合には、それぞれ一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識を設ける場合には、次に定める構造とすること。 イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。 ロ 表示された内容が容易に識別できるものであること。

五 か こ の 幅 及 び 奥 行 き は、 そ れ ぞ れ 内 法 が 百 五 十 セ ン チ メ ー トル以上とすること。 イ この幅及び奥行きは、それぞれ内法が百五十センチメートル以上とすること。 ロ イの規定にかかわらず、かこの出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかこの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)	二 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 イ かこの幅及び奥行きは、それぞれ内法が百五十センチメートル以上とすること。 ロ イの規定にかかわらず、かこの出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかこの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)	ること。 イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線が設けられていること。 ロ 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)

二 立体横断施設

ただし、口に定める構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

ホ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視認できる構造であること。

ヘ かご内には、手すりが設けられていること。

ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有するものであること。

チ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置が設けられていること。

リ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。

ヌ かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。

ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうち視覚障害者が利用する制御装置は、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造であること。

ロ 乗降ロビーに接続する歩道等又は通路の部分の有効幅員及び奥行きは、百五十センチメートル以上であること。

ワ 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

三 傾斜路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、二百センチメートル以上であること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、百センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

ハ 横断勾配が設けられていないこと。

ニ 両側に二段式の手すりが設けられていること。

ホ 手すりの端部の付近には、傾斜路に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。

ヘ 勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度の比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別

できるものであること。

ト 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。

チ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物が設けられていること。

リ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

四 第二号に規定するもののほか、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、次に定める構造のエスカレーターを設けること。

イ 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設けられていること。

ロ 踏面及びくし板は、滑りにくい仕上げであること。

ハ 昇降口において、三枚以上の踏面が同一平面上にある構造であること。

ニ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の比が大きいこと等により踏面相互の境界が容易に識別できるものであること。

ホ くし板の端部と踏面の色の輝度の比が大きいこと等によりくし板と踏面との境界が容易に識別できるものであること。

ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が表示されていること。

ト 踏面の有効幅員は、百センチメートル以上であること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

五 通路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、二百センチメートル以上であること。

ロ 縦断勾配及び横断勾配が設けられていないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

ハ 両側に二段式の手すりが設けられていること。

ニ 手すりの端部の付近には、通路に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。

ホ 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、こ

	<p>三 乗合自動車停留所</p>	
<p>二 自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、次に定める構造の障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」といふ。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限</p>	<p>一 次に定める構造の障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」といふ。）を設けること。 イ 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上であり、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上であること。 ロ 障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられていること。 ハ 有効幅員は、三百五センチメートル以上であること。 ニ 障害者用である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>	<p>六 階段は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、百五十センチメートル以上であること。 ロ 両側に二段式の手すりが設けられていること。 ハ 手すりの端部の付近には、階段に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。 ニ 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。 ホ 階段の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物が設けられていること。 ヘ 高さが三百センチメートルを超える階段にあつては、その途中に踊場が設けられていること。 ト 踊場の踏幅は、直階段の場合にあつては百二十センチメートル以上であり、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上であること。</p>

<p>四 自動車駐車場</p>	
<p>六 傾斜路の構造については、立体横断施設の傾斜路の例によ</p>	<p>りでない。 イ 障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられていること。 ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅員及び奥行きは、百五十センチメートル以上である等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造であること。 ハ 障害者用である旨が見やすい方法により表示されていること。 三 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。 イ 有効幅員は、九十センチメートル以上であること。ただし、自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。 ロ 戸を設ける場合には、当該戸は、有効幅員が百二十センチメートル以上である自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造、その他の出入口にあつては車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。 四 障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、二百センチメートル以上であること。 ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。 ハ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げであること。 五 自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場が当該階に停止するエレベーターにあつては、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 イ 当該エレベーターのうち一以上のエレベーターは、前号に規定する出入口に近接して設けられていること。 ロ 当該エレベーター（イのエレベーターを除く。）は、二の項第二号イから二までに定める構造であること。 ハ イのエレベーターは、二の項第二号に定める構造であること。</p>

- 七 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造については、立体横断施設の階段の例による。
- 八 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第四号に規定する通路には、屋根を設けること。
- 九 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、次に定める構造とすること。
- イ 便所の出入口付近には、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備が設けられていること。
- ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げであること。
- ハ 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- ニ 小便器には、手すりが設けられていること。
- ホ 一以上の便所は、次に定める構造であること。
- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。
- ヘ ホ(1)の便房を設ける便所は、次に定める構造であること。
- (1) 第四号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同号イからハまでに定める構造であること。
- (2) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上であること。
- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においてはこの限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識が設けられていること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合には、有効幅員は八十センチメートル以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。
- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

<p>五 移動等の円滑化のために必要なその他の施設</p>	
<p>一 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>二 前号の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>三 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降所及び自動車駐車場の通路には、移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に、線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>四 前号の規定により、線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設した場合において、視覚障害者の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>五 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>六 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>七 乗合自動車停留所及び自動車駐車場においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>	<p>ト ホ(1)の便房は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(2) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) ヘ(2)、(5)及び(6)に定める構造であること。</p> <p>チ ホ(2)の便所は、ヘ(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びにト(2)から(4)までに定める構造であること。</p>

別表第三の次に次の一表を加える。
別表第四(第十二条関係)

項 等 の 種 類	設 置 等 基 準
<p>一 信 号 機</p> <p>二 道 路 標 識</p> <p>三 道 路 標 示</p>	<p>信号機は、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であること。</p> <p>イ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>(2) 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの</p> <p>(3) 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの</p> <p>ロ 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができるとなる信号を表示しないこととなるもの</p> <p>反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であること。</p> <p>次のいずれかに掲げる道路標示であること。</p> <p>イ 反射材料を用い、又は反射装置を施したもの</p> <p>ロ 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの</p>

八 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。

附 則
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山田 隆